太田市告示第７９号

地籍調査の実施の告示

国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）第６条の３第２項の規定に基づき、群馬県知事が令和８年度における地籍調査に関する事業計画を定めたため、同法第７条及び国土調査法施行令（昭和２７年政令第５９号）第１１条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和８年５月１９日

太田市長　穂 積　昌 信

記

１	事業計画が定められた年月日	令和８年５月１５日
２	調査を実施する者の名称	太田市
３	調査地域	新田下江田町・粕川町の各一部その２ 粕川町の一部１
４	調査期間	令和８年５月１９日から 令和９年３月３１日まで